

かほく市上下水道料金等検討委員会委員会（第1回）

議 事 概 要

日 時：令和7年6月2日（月） 13時30分～14時50分

場 所：かほく市役所本庁舎西フロア 302 会議室

出席者：

＜委 員＞ 委員10名 （うち出席者7名）

＜事務局＞

庭田 一彦 （かほく市 産業建設部 部長）

猪村 邦顕 （かほく市 上下水道課 課長）

多田 努 （かほく市 上下水道課 課参事）

北川 和美 （かほく市 上下水道課 課長補佐）

奥谷 俊彦 （かほく市 上下水道課 主査）

寺崎 真斗 （かほく市 上下水道課 主査）

次第：

1. 開会
2. 委嘱状の交付及び市長あいさつ
3. 委員長の選出
4. 議題
 - （1）水道事業の概要について
 - （2）水道事業の経営状況について
 - （3）下水道事業の概要について
 - （4）下水道事業の経営状況について
5. その他

資料：

資料1：かほく市上下水道料金等検討委員会名簿

資料2：かほく市上下水道料金等検討委員会要綱

資料3：第1回かほく市上下水道料金等検討委員会資料

議事概要：

1. 開会

事務局より会議の開催が報告された。
2. 委嘱状の交付及び市長あいさつ

市長より委員へ委嘱状を交付し、あいさつが行われた。

3. 委員長の選出

かほく市上下水道料金等検討委員会要綱に基づき、委員の互選により委員長、副委員長が選出された。

4. 上下水道事業の概要及び経営状況について

資料 3 に基づき上下水道事業の概要及び経営状況について、事務局より説明が行われた。

【質疑応答】

- Q. 法定耐用年数と更新基準年数について、年数が伸びているということは更新基準が緩くなっていると思ってよろしいですか。
- A. 今までの管や施設の維持管理について蓄積された経験と全国的な実績などの様々な知見を考慮し、平成 29 年度のアセットマネジメント計画の策定時に独自の更新基準年数を設定しています。基準を緩くしているわけではありません。
- Q. 法定耐用年数が厳しいと思ったので質問しました。市が設定した更新基準で問題はないということよろしいですか。
- A. 法定耐用年数は、会計上で費用として計上できる年数であり、管や施設がその年数で更新しなければならないというものではありません。全国的な実績などの様々な知見を考慮し、管や機械設備で問題が起きないと思われる年数で更新基準を設定しています。
- Q. かほく市の料金よりも津幡町、内灘町が安いのはなぜですか。
- A. かほく市は 3 つの町が合併して施設の数が他市町に比べて多くなっています。施設数が多ければ維持管理に必要な電気代や燃料費、薬品代も多い。また、県営水道の責任水量も合併した 3 つの町の合計分と 1 つの町だけの割合の違いがあるかもしれません。
- Q. 施設数の話は分かりました。初めから 1 つの事業体で事業をしていれば、集約した施設で賄っていたかもしれないということですね。また、3 町合併で各町が持っていた施設を使っていれば割高になるということですね。ただ、いろいろなリスクを考えると数があるとバックアップがあっていいのかもしれないですね。
- A. バックアップについては、合併時に、連絡管ということで、各町の接しているところで、配水管が近い位置にある二、三ヶ所で、配水管の連結工事をしています。何か水質に問題があった場合や、断水する必要がある場合などは、連絡管を使って極力断水しない、またはその期間を短くできるというメリットもあります。
- Q. いま説明にあった町というのは、かほく市内の旧町ということですね。
- A. そうです。市内の旧町で、二、三ヶ所ずつ配水管を連結したということです。
- Q. 津幡町や内灘町と繋がっているわけじゃないですね。
- A. 以前、津幡町と内灘町に管路の連結について打診をしたことはあります。内灘町とは、大崎地区と室地区を連結する予定がありました。協議もしていましたが、能登半島地震が発生したため、現在は停止している状況になっております。津幡町については、打診はしましたが、今のところ、配水管と連結することは考えてないという回答を得てお

ります。

Q. 今回の件とは、関係ないかもしれませんが、地震のときや、数年前の大雪で断水したことがありました。七塚地区は、水が出るところあったと思いますが、ほとんどの家庭で断水したのに、高松地区は全然問題がありませんでした。どうしてなのか、この機会にお尋ねします。

A. 先ほど説明もしましたとおり、かほく市内全体で見ると、かほく市の水源は、井戸が7割、県営水道が3割となっています。市内に井戸が12本ありますが、そのうち2本が七塚地区の水源となっています。高松地区、宇ノ気地区がそれぞれ5本ずつ、井戸を有しております。また、それぞれの地区では自己水源と県営水道の割合が異なり、七塚地区は県営水道の割合が約8割、自己水源の井戸は、2割程度です。高松地区、宇ノ気地区は、自己水源の井戸の割合が8割を超えており。県営水道の割合は、2割程度となっています。断水した当時は、断水しないように、県営水道からの供給量を協定基準より多く貰えるようお願いはしていましたが、かほく市以北の他の市町でも供給量の増加依頼があったため、県営水道の浄水能力を超えたため、協定基準の水量以上には貰うことができなかったため、やむを得ず七塚地区の断水をせざるをえませんでした。

Q. 水道事業の経営状況ということで記載いただいております。物価2%上昇した場合ということで記載いただいておりますが、令和11年度から収支状況赤字ということで今後の見通しが出てきております。インフラ事業ですので、多くの黒字は出ないだろうという思いもありますし、災害に強い自治体というのも、ちょっと思うところがありますけれども、一方でこの物価上昇局面においての経営状況で何か対策や検討していることがあるのか。お聞きしたいと思います。

A. 物価上昇ということで人件費や燃料費等、様々なものが高騰しております。先がかなり読めないような状況になっていますので、先ほどの説明のとおり、料金の収支に関して3年及び5年という期間で定期的に検討委員会を開催した上で、想定していたよりも物価が高騰したり、人口が減少し配水量も減っている等の要因で経営状況が悪化しているというようなことを定期的に検討委員会に諮った上で検討する必要があると考えております。

Q. 余地地区は、特別な単独でやっているという説明があったと思いますが、もう一度詳しくご説明お願いできますか。

A. 余地地区に関しましては、当初は公共下水道の管を伸ばす計画はありましたが、下水道を整備するための投資額や、料金収入の見込みを検討した結果、料金回収が厳しいと判断した。また、余地地区に関しては、以前より合併処理浄化槽を設置し、それぞれの家庭で水を綺麗にして汚水処理を行っていました。令和2年度から、下水道事業が、合併処理浄化槽の移管を受けて、下水道同様に、下水道事業が管理していくことになりました。余地地区の皆様には、下水道の管をつなげないで合併処理浄化槽で下水処理をしていくことをご了承いただいております。

Q. 今ほど水道事業と下水道事業を分けて、ご説明をいただきました。このような委員会を開催するということは、将来にわたって料金改定等が必要になってきているという状況に、差しかかってきていると感じているのですが、上下水道、それぞれの事業がそういう状況ですか。例えば水道事業は大丈夫だけど、下水道事業の経営状況が悪いのか、そのあたりの見通しはどうですか。

A. 水道事業に関しては、現在のところは料金の収支については、黒字になっております。収益的支出では令和 11 年度に単年度収支が赤字となり、資本的収支では、令和 13 年度から内部留保資金が目標の 10 億円を下回る見込みとなりました。今後、3 年から 5 年程度の期間で定期的に料金の見直しを図るということで、水道料金の改定は、今回の検討委員会では見送り、次回以降の料金等検討委員会で料金改定の必要性について諮りたいと考えております。今回の料金検討委員会では、下水道料金について、以前より赤字が続いており税金が投入されていること、企業会計の独立採算制の原則に基づき、下水道事業の汚水処理経費を利用料金等で賄うことで経営を改善する必要があることから、下水道料金の改定について検討をしていただくため、料金等検討委員会を立ち上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

Q. 今の説明についてですが、下水道事業の料金について、収支均衡するところまで持っていこうとした場合、今のかほく市の料金 2442 円は、どの程度の金額になりますか。また、県内市町で比較した場合、どのあたりになりますか。

A. 料金改定の詳しい内容については、次回の料金等検討委員会で、具体的に提示させていただきます予定です。

A. 補足させていただきます。料金改定については、何パターンかの検討を行う予定です。国が示す目安もありますので、次回の検討委員会では複数の改正案を提示させていただき、皆様のご意見をいただきたいと思います。